

半年ぶりの裁判報告記（苦笑）

「川合善明川越市長名誉毀損裁判公判」

2018年8月23日(木)

前回から半年休載となりました、川合善明川越市長による私たちコレクト行政！に対する「名誉毀損裁判」の報告記です。

この間、準備書面は細かな（つまり大きな進展がない）応酬を続け、さらには裁判所の人事異動によって本件担当裁判官も変わったことで、当方報告記事の更新は保留としていました。

裁判は裁判官が変わることで、前任判事とは公判の進め方も変わります。

私たちは、明らかに進展が認められる段階になるまで、本件に関する情報発進を控えましたが、昨日2018年8月23日公判で、被告（私たち）の反論「準備書面（6）」が提出されましたので、これを機に報告記を再開させていただきます。

前回までの裁判では、原告・川合市長は官製談合の疑いを告発された「訴外・カナイ消防機材の入札は公正な結果である」と主張し、その証拠のひとつとして、川合善明氏が川越市長に就任する以前（舟橋功一前川越市長）時代にさかのぼって、川越市公共事業入札における、「カナイ消防機材の落札結果」を調査し提出していました。

これは「川合市長とカナイの癒着によって官製談合があったというならば、前市長時代でのカナイの落札結果はどうだったか？ もしも、前市長時代にカナイの落札率が低く、川合市長になってからカナイが優勢になったというならば被告の言い分も成り立つかもしれないが、そうでないなら川合市長とカナイの特別な関係という事情は存在しないことになるのではないか」という原告側の主旨によるものでしょう。

ところが、その結果はなんと「舟橋市長時代からカナイは圧倒的な落札率を誇っていた」というものでした。これをもって川合市長は「ね？ だから自分が市長になったからカナイが有利になったなんてことはなくて、前の市長時代からカナイの落札率は優勢だったんですよ」と言いたげなのですが、ちょっとその見解はおかしくないでしょうか？（笑）

まずは被告代理人・清水勉弁護士、出口かおり弁護士による反論「準備書面（6）」を公開しますので、ご一読下さい。

原告 川合善明

被告 土屋トカチ 外3名

準備書面(6)

平成30年8月17日

さいたま地方裁判所川越支部合議係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 清水 勉
同 弁護士 出口 かおり

原告準備書面(6)および(7)について、必要な限度で反論する。

第1 摘示事実について

1 本件訴訟における真実性の証明対象

原告は、被告らが告発状の提出について記者会見を行い、ホームページにこれを掲載した行為について、「原告が官製談合を行った事実」を摘示したものであると主張するが、本件訴訟における真実性の証明対象を捉え違えている。

これを立証するのは検察の役割であり、市民に官製談合の立証責任を負わせることは無理を強いるに等しく、地方政府に対する批判的言論の免責要件があまりにも厳しいものになってしまう。

2 不正行為の疑いがあるという論評

被告らの表現行為は、入札結果表の内容等に基づき、川越市長たる原告の業務遂行に不正行為の疑いがあるとの批判的意見ないし論評を公表したものであり、事実の摘示による名誉毀損行為と捉えるべきではない。

3 公人の不正疑惑に関する表現活動の意義

原告のような地方政府の長たる公職にある者の職務権限は地域政治において極めて強大であるから、その権限行使如何によって地域政治はよくもなり、逆に、極めて深刻な問題を抱え込むことにもなる。後者の事態は放っておけば時の経過によって改善するという事は期待できない。むしろ、時が経過すればするほど事態は悪化し、さらには固定化してしまう可能性さえある。

このような事態を解消するための意見・論評こそは、民主的政治の土台としての表現の自由が最大限に尊重されるべきである。

本件のような入札結果事実を基礎とする「談合の疑いがある」という合理的な意見・論評について、談合の疑いを基礎づける事実の存在を真実性の対象と捉えるべきである。これに対して、原告の主張するように、疑いの対象とされた官製談合の事実の存在そのものを真実性の対象と捉えることは、捜査権限も捜査能力もない市民に不可能を強いることになり、市民による地方政府の長の不正な権限行使を批判する言論活動を萎縮させるだけでなく、禁止するに等しいことになる。

これは公権力に対する批判の封殺であり、民主主義社会にあっては到底許容されるべきではない。

4 裁判例

仙台高裁平成28年12月7日判決（乙17）は、本件と類似の事案について、被告らの言論活動を適法とした。すなわち、市民オンブズマンらが、地方議会議員Xが義援金を不正に使用している疑いがあるとの疑惑解明を求める文書を作成して市民の署名を求めた事案について、かかる文書は、「義援金に係る不正疑惑（可能性）があるという事実を前提として、疑惑の解明を捜査機関に求めることを主たる内容とする意見ないし論評（感情、要望等）にすぎない」と判示し、真実性の対象を不正の存在そのものと解して名誉毀損の不法行為の成立を認めた一審判決（福島地裁いわき支部平成28年3月30日判決、乙16）を取り消し、名誉毀損の不法行為の成立を否定した。

本件においては、原告は川越市長という公人の立場にあり、被告らが不正疑惑として指摘した事項は公人の職務権限に深く関連する事柄であり、その不正疑惑追及に関する表現活動は公共性が極めて高く、目的の公益性も明らかな表現というべきものであり、不正疑惑を裏付ける客観的な資料もある。このような不正疑惑追及の刑事告発の内容を公表することは、上記事案と同様である。

第2 カナイの連続落札の事実について

1 原告の主張

原告は、入札（見積）結果表について、いずれも入札手続が適正に行われた事実を示しており、原告が入札手続に関与したことを示す証拠は何もないと主張して、単にカナイが連続して落札しているというだけの事実を、原告による官製談合に結びつけるのは論理の飛躍があると述べる（原告準備書面（6）5頁）。

2 入札（見積）結果表から談合を読み取る

原告の主張は官製談合、私製談合の何たるかを知らないかのような暴論である。

官製談合においても私製談合においても入札手続は行われており、その内容を記

載した入札（見積）結果表は存在する。したがって、入札（見積）結果表の存在は、入札手続が適正だったことを証明するものではない。

入札（見積）結果表から読み取れる、特定の業者が連続して落札している事実や、入札結果が示す落札率などから、官製あるいは私製談合の事実があったことが疑われることは、被告ら準備書面（3）で詳細に述べたとおりである。

入札結果からわかる落札率から談合を疑うことに合理性があることは、現に談合が摘発された他の自治体のケース（乙12の1ないし6、13）や、市民オンブズマンの調査結果（乙20）が裏付けている。

3 告発状にカナイ以外の者の落札資料を添付しなかったこと

また、原告は、被告らが過去5年間の入札結果を調べたもののうち、告発状にカナイ以外の者の落札資料を添付しなかったことについて、「恣意的な推論の邪魔になる不都合な事実を意図的に除外した」（原告準備書面（7）、11頁）と主張するが、全般的な外れである。

被告らは原告とカナイとの癒着を疑い、入札結果調書等を調べて刑事告発したのだから、カナイが落札した分のみを資料とすることは当然である。

4 原告の「入札結果一覧表」でもカナイが圧倒的

加えて、原告は、平成28年から遡って過去5年分に限っても、「必ずしもカナイだけが落札しているわけではない」（11頁）と指摘して、被告らの推論が不合理であると主張する。

しかし、原告が作成した準備書面（7）別紙「入札結果一覧表」を見るとわかるように、カナイ以外の業者に決まった案件はごく少数に過ぎず、圧倒的にカナイが落札している。特に、平成26年・27年は全ての案件がカナイに決まっている。

このような事態は、被告らが抱いた疑いをより強め、客観化する事実である。過去5年分の案件のうち、ごく少数の案件が他の業者に決まったことをもって、官製談合によりカナイが落札しているという被告らの推論が不合理であることにはならない。原告の主張が、全件落札していなければ官製談合ではないことを前提とするものだとすれば、そのような官製談合の認定の仕方をしている実例ないし裁判例を示されたい。

5 前市長時代から官製談合が行われていた疑い

さらに、原告は、調査囑託により得られた過去5年分より前の結果に基づき、原告が市長に就任する前からカナイが連続して落札していたことを挙げて、原告による官製談合があったとの被告らの推論が誤っていると主張するが、これも論外の主張である。

このような事実は、カナイが前市長時代から官製談合の恩恵を受けており、現首

長である原告が前市長時代のカナイと首長の関係を引き継いだ可能性があるとも見ることができるのであり、むしろ、その方が合理的である。原告が市長に就任した後も官製談合により川越市の案件を落札し続けているカナイが、前の市長の頃から官製談合により落札していたことは十分両立し、何ら不思議ではない。

実際に、カナイが、亡舟橋功一市長の時代の平成18年に文房具店として許可を得ていたことから、カナイは、前任の市長との親密な関係を利用して、都市計画法上、適法に許可が得られたことを装うために、書類上、文房具店と記載して許可を申請するという違法行為を行っていたことがわかる。かかる違法行為を平然と行うカナイが、官製談合により複数の業務を落札していたと疑うことも決して不合理ではない。前任の市長時代から官製談合が行われていたとの疑いは、原告による官製談合の疑いを何ら払拭するものではない。

第3 訴外植松について

原告準備書面（6）2頁において、訴外植松について、「特別秘書に相応しくない言動、対応が散見された」「同人の原告に対する逆恨みの感情の吐露である」と、原告に関する訴外植松の説明内容の信用性に疑いがある旨主張するので、被告らが、かかる原告の主張の根拠を確認すべく、「特別秘書に相応しくない言動、対応が散見された」との中身を具体的に説明するよう求めると、平成30年7月2日付求釈明に対する回答では「本件の争点とは無関係の事実である」（1頁）から明らかにする必要はないとして説明を拒んだ。

原告の対応は極めて不可解である。被告らは、準備書面（5）において、官製談合疑惑の調査の経過を説明する際に、川越市の秘書広報官だった植松氏から原告の仕事ぶりを聞き出した内容を摘示したところ、原告準備書面（6）で植松氏について上記のような批判を行ったのであるから、この批判を基礎づける具体的なエピソードがあるはずである。被告らがその具体的な摘示を求めると、回答を拒否するという原告の訴訟態度は、訴外植松についてそもそも「特別秘書に相応しくない言動、対応」というべきものがなかったからである。原告のこのような訴訟態度は、訴外植松が述べた原告の言動・対応こそ真実であることを物語っている。

以上

原告提出の前市長時代のカナイ入札結果や、今回の被告証拠説明書は分量が多いため、資料公開の機会を改めますが、被告代理人・清水弁護士が指摘するように「原告が作成した準備書面（7）別紙「入札結果一覧表」を見るとわかるように、カナイ以外の業者に決まった案件はごく少数に過ぎず、圧倒的にカナイが落札している。

特に、平成26年・27年は全ての案件がカナイに決まっている。」という結果を理由に「だから、自分だからカナイが有利ということではないので、官製談合ではないのだ」という原告・川合市長の主張は、かなり異様ではないでしょうか？

さらに前回準備書面までの間に、被告は川越市に対して、カナイの都市計画法違反に関する行政指導の事実と経過を示す文書の公開を求めていました。

つまり川合市長は、自分と親しいカナイだからといって行政指導をしなかったことなどなく、ちゃんと指導していたのだというわけです。ところが、市が公開した当該文書は黒塗りだらけで、そもそも「カナイ」の名称さえ伏せてある代物で、このような「疑惑の黒塗り文書」では、原告主張の根拠とは認められません。

川越市が公開した「(株)カナイ消防機材の都市計画法違反」に関する行政指導の事実と経過を示す黒塗りの文書

乙第21号証

開発指導課	指 定	至 急 秘 密 その他 ()	川 越 市 第 〇 号				
起 案	30.5.11	決 裁	30.5.21 / 執 行				
公開・非公開の区分	1 公 開						
	2 部 分 公 開	非公開部分の概要 (適用条項(第 〇 条第 〇 項第 〇 号)・無) 時限公開の有無(有(時期)・無)					
	3 非 公 開	適用条項(第 〇 条第 〇 項第 〇 号)・無 時限公開の有無(有(時期)・無)					
ファイル基準表	第1ガイド() 第2ガイド() フォルダー()	保存年限 ()	1年・3年 5年・10年 11年以上(年)				
相 当	リーダー	副課長	課 長	副部長	部 長	副市長	市 長
				(職階印)			川合
文書主任	合 議 原田法雄監						

〇〇〇〇に係る都市計画法違反対応経過(報告)
標記の件につきまして、別紙のとおり報告いたします。

への対応状況（時系列）

27. 2月頃

- の代理人設計士から違反対象建築物(所在地:)
- 増築について相談を受け、増築可能か検討する旨回答。

27. 4月頃

- 増築について、精査した結果、床面積の合計が既に建築可能な規模の上限(150㎡)に達していることから困難である旨を説明。
- この時点では増築理由の詳細を聞いていない。

28. 7. 12 (火)

- が来庁する。
- 違反対象建築物について問合せがあり、文具店として開発許可した旨を説明する。
- この際、開発許可とは異なる利用形態である旨の指摘を受け、都市計画法違反の可能性を認識する。

28. 7. 15 (金)

- が来庁した際、改めて開発許可内容を説明。

28. 8. 8 (月)

- 違反対象建築物内で と面会する。

28. 9. 2 (金)

- 市役所で と面会し、開発許可の内容を説明する。

28. 10. 14 (金)

- 事務員に名刺を手渡し、帰庁する。

28. 11. 8 (火)

- に電話連絡する。
- 対応後には連絡するとの回答を得る。

28. 11. 16 (水) 14:30~15:00

- が来庁する。

市:

市:

市:

市:

市:

市:

市:

市:

市:

28. 12. 20 (月) 9:00~10:00

- を訪問する。

市:

29. 3. 14 (火)

29. 4. 24 (月)

29. 5. 23 (火)

29. 5. 25 (木) 14:30頃

- を訪問する(刀根、中屋)。
- 社長不在につき事務員に担当者が一部変わったことを伝え名刺を置いて帰る。

29. 6. 23 (金) 15:00頃

- 川合市長から2社の行政指導の状況について、報告要請があり(メール)。
- について()について

29. 6. 23 (金) 16:50

- 市長と面会する(刀根、中屋)。

- の現況を報告する。⇒市長:本店の移転登記はできるのでは?
- 引き続き指導します。

29. 7. 4 (火) 13:30頃

- へ中屋がTELする。
- 不在のため、連絡をもらうよう伝言する。

29. 7. 4 (火) 14:30頃

- からTELあり。
- 違反指導についての話しをする。

中屋:

- 中屋:質問についての回答ができれば連絡する。今度は会って話したい。
- が頻りに市役所に来ているのなら、調整して面談しましょうと約束する。

29. 7. 6 (木)

- からの質問事項を検討する。

これら詳細不明の黒塗り文書は、カナイに対する行政指導の経過を公開せよという求めに対して開示された公文書なので、言うまでもなくカナイ消防機材の都市計画法違反についてのものであります。

同文書で注目すべきは、本文1ページ目の冒頭に記載されている2項目「27.2月頃」「27.4月頃」です。これによれば、平成27年2月頃に川越市は「誰か」の代理人設計士から「違反对象建築物」増築について相談を受けていることとなります。

さらに平成27年4月頃には、その相談に対して市は「増築は困難」と回答を示している。え？ ちょっと待って下さいね（笑）

本件裁判の端緒となった、私たちコレクト行政！による川合市長刑事告発とその記者会見は平成28年10月15日のことです。本件告発は、カナイ消防機材の都市計画法違反についても言及しています。しかし、その約1年8カ月も前に、市の記録では(カナイと推認される)「違反对象建築物」について増築の相談を受け、なおかつ「それは出来ない」と言っていたこととなります。さらに、同文書には「29.6.23(平成29年6月23日)」の時点で「川合市長から2社の行政指導の状況について、報告要請あり(メール)」との記載があります。

えー？！

ということは、川合市長は私たちの刑事告発以前から、この経過を認識してたということになり、本件裁判でのこれまでの川合市長の主張には大きな矛盾が生じます。

市長のメール見たいですね！

そこで私たち被告は、下記の通り、同文書の「黒塗りじゃないやつ出させるようにしてくれませんか？」と裁判所に求めたのです。

平成29年(ワ)第29号 損害賠償請求事件

原告 川合善明

被告 土屋トカチ 外3名

文書送付嘱託申立書

平成30年8月17日

さいたま地方裁判所川越支部合議係 御中

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町7番9号

四谷ニューマンション309 さくら通り法律事務所

電話 03-5363-9421

FAX 03-5363-9856

被告ら訴訟代理人弁護士 清水 勉

同 弁護士 出口 かおり

被告らは、頭書事件について、次のとおり文書送付嘱託を申し立てます。

第1 文書の表示

川越市が作成した、株式会社カナイ消防機材に関する都市計画法違反对応経過報告書類

第2 文書の所持者

〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

川越市長 川合 善明

電話：049-224-8811（代表）

第3 証明すべき事実

- 1 川越市が、株式会社カナイ消防機材の本社建物が都市計画法43条1項に違反することを知りながら、訴外大山信が指摘するまで何ら対応しなかった事実
- 2 訴外大山信が指摘した後の川越市の対応経過

第4 送付の必要性等

本件で、川越市職員らが、原告から事実上不利益な取扱いをされることを恐れて、株式会社カナイ消防機材（以下、「カナイ」という。）の本社建物が都市計画法43条1項に違反する状態であることを知りながら何ら対応しなかった事実があるかどうか争点の一つになっている。

この点について、原告が、準備書面（6）7頁において、川越市が現に、「カナイに対する事情聴取等をして行政指導を開始している」と主張したことから、被告らが「行政指導の記録を書証として提出されたい」と求めたところ、原告は、原告が書面で回答することは困難であるとして、然るべき手続きを踏んで川越市役所から回答を得ることは可能と考えると回答するにとどまった。

カナイに対する行政指導の経過について、被告らの関係者が、川越市に対して、カナイの都市計画法違反についての調査報告や経緯がわかる一切の資料について情報公開請求したところ、川越市が、平成30年5月頃、カナイに対する都市計画法違反对応について報告書を作成しているらしいことがわかった（乙21）。

この情報公開請求に対応した川越市職員の説明によると、乙21の書類は、カナイについての都市計画法違反对応経過をまとめた報告書であるとのことである。たしかに、同書類中の、平成28年7月12日に川越市役所を訪れた者に対して、「文具店として開発許可した旨を説明」したところ、「開発許可とは異なる利用形態である旨の指摘を受け、都市計画法違反の可能性を認識する」との記載は、原告準備書面（6）7頁の「平成28年7月中旬ころに行政調査新聞社の訴外大山、訴外松本から

指摘を受けて川越市がカナイの都市計画法違反の疑いを認識した」との原告の説明と一致する。

しかし、その後の経過について、平成30年3月20日至るまでの川越市とのやりとりや現況確認等を約12頁にわたり詳細に記録されていることはわかるものの、市の担当職員の個人名や同人の発言内容の一部以外は大部分が墨塗りされており、カナイに対してされた行政指導の内容が全くわからないだけでなく、カナイについての都市計画法違反の事案の対応記録であるかどうかすら読み取ることができない。

そこで、川越市に対し、墨塗りのない報告書類の送付を求める。

そして、裁判所はこの申し立てを認め、川越市に対して「黒塗り外しなさいね」と命じることになったのです。まさに精緻な将棋を打つかの清水勉弁護士の反撃の一手に、私たち被告は思わず膝を打ったという状況になったのです。

いよいよ裁判の審理の材料が積み上がって来て、やっと本格的になってきました。

次回公判は11月8日午前10時半、さいたま地方裁判所川越支部第一法廷です。

「コレクト行政！連絡協議会」

<https://www.correct-gyosei.com/>